

第7章 協働・協力体制

第27節 応援要請

27-1 行政機関との相互応援協力

(1) 応援要請

本市単独では迅速かつ円滑に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合、市本部長は、法令等によるものは以下のとおり他の行政機関に応援要請を行う。また法令や協定等により定められている部局の長は、市本部に報告のうえ、速やかに応援要請する（協定等一覧は、資料編参照）。

一般的に要請を行うにあたっては必要となる事項は、以下のとおりである。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を希望する人員、物資等
- エ 応援を必要とする場所、期間
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

なお、被害が甚大で通信の途絶等により、応援要請できない場合には関係機関からの緊急派遣（プッシュ型）がある。また、応援要請を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた自治体の指揮の下に行動する。

表 法令等による主な要請

要請者	相手先	要請内容
市本部長 担当： 危機管理部	府知事	応援要請又は応急措置要請（基本法第68条）
		緊急消防援助隊の応援要請（消防組織法第44条）
		自衛隊の災害派遣要請（基本法第68条の2）
	他の市町村長	応援要請（基本法第67条第1項）
	指定地方行政機関の長 指定公共機関	職員の派遣要請 ^(注) （法第29条第2項及び地方自治法第252条の17第1項）
	関西広域連合	応援要請（「関西防災・減災プラン」やそれに基づく要綱等）
	総務省	応急対策職員派遣制度による対口支援

「対口支援」

被災市町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する支援団体が基本的に被災市町村のパートナーとして完結し支援することをいう。

表 国等による主な支援

関係省庁	支援チーム等	主な活動内容
自衛隊	災害派遣部隊	・行方不明者の捜索及び負傷者の救助 ・人員や物資の輸送 ・給水
消防庁	緊急消防援助隊	・大規模火災発生時の延焼防止等消火活動 ・高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者の検 索、救助活動
警察庁	警察災害派遣隊	・検視、死体見分及び身元確認の支援 ・緊急交通路の確保
文部科学 省	被災文教施設 応急危険度判定	・被災文教施設の応急危険度判定

厚生労働省	災害派遣医療チーム（DMAT）	・急性期（概ね48時間以内）から医療活動を実施 ・病院の医療行為を支援 ・被災地の外に搬送する広域医療搬送
	災害派遣精神医療チーム（DPAT）	・医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント ・既存の精神医療システムの支援 ・被災地での精神保健活動への専門的支援 ・被災した医療機関への専門的支援
農林水産省	農林水産省・サポート・アドバイス・チーム（MAFF-SAT）	・被災状況の迅速な把握 ・被災した農地・農業用施設、森林・林業施設、水産関係施設等の被害拡大防止や早期復旧の技術支援
国土交通省	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）	・被災状況の迅速な把握 ・被害の発生及び拡大の防止 ・被災地の早期復旧その他災害応急対応に対する技術的な支援 ・気象解説による市町村や関係機関の防災対応を支援 （気象庁防災対応支援チーム（JETT））
	全国被災建築物応急危険度判定協議会	・被災建築物の応急危険度判定
	被災宅地危険度判定連絡協議会	・被災宅地の危険度判定 ・擁壁等の宅地の危険度判定
環境省	災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）	・一次仮置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援 ・生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援

出展：「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」令和2年4月内閣府（防災）

（２）応援部隊の受入れ

受援計画に基づき、外部からの応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行う。

ア 必要人数等の把握

各部は応援が必要となる業務について、受援シートを総務部に提出する。

イ 要請

総務部は庁内各部から提出された受援シートで要請内容の取りまとめを行い、危機管理部は都道府県、その他派遣機関との調整を行う。

ウ 受け入れ準備

各部の受援担当者は業務に係る応援先と連絡調整し、応援職員等を円滑に受け入れ、能力を発揮してもらえるよう、応援職員等が執務等を行う環境を可能な限り確保する。
応援部隊が大量の応急活動・復旧活動用の資器材等を搬入するため活動拠点となる広場等が必要な場合、広域避難場所等の使用の調整は危機管理部が行う。

エ 受援業務の執行・状況把握

受援業務執行中、各部の受援担当者は、応援職員等と定期的に打合せを行い、市本部における方針や指示を伝え情報共有を図るとともに、応援職員等による活動状況などを確認し、必要に応じて改善に努める。

（３）その他の応援要請

ア 本市は、大阪府と協力し、必要に応じて総務省に対して応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を要請する。

イ 本市は、必要に応じて、国土交通省に対し、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務の代行要請を行う。

ウ 本市は、必要に応じて、国土交通大臣に対し、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道

路啓開や災害復旧の代行要請を行う。

(4) 応援の終了

受援業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討したうえで、応援職員等と協議し終了時期を調整し決定する。応援に要した費用については、都道府県や応援職員等派遣機関と調整のうえ、実費・弁償の手続きを行う

27-2 応急対策職員派遣制度による応援要請

府及び府内の市区町村からの応援職員だけでは対応が困難な大規模災害の場合に、以下の支援内容に関して、総務省、地方三団体、指定都市市長会により構築された「応急対策職員派遣制度」により要請を行う。

(1) システムの発動と大阪府への情報提供

「応急対策職員派遣制度に関する要綱」等の定めに基づき、震度6弱以上の地震発生時に、総務省において都道府県に対して情報収集・共有が行われるので、危機管理部が大阪府と調整したうえで、市長は大阪府に対して応援職員が必要である旨の情報を提供する。システム発動により「被災市区町村応援職員確保本部」において決定した対口支援自治体が派遣される。

(2) 応援の内容

本システムは、次のような事務への応援について職員の派遣が行われる。

- ア 被災市区町村の長への助言、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握などを対象とした災害マネジメント支援
- イ 避難所運営、罹災証明書交付等の災害対応業務を対象とした支援
- ウ その他災害対応業務への支援

(3) 受援体制の確立

各部・区本部、所属の長は、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。

27-3 自衛隊に対する災害派遣要請

自衛隊の災害派遣の必要性が生じた場合は、市本部長は、基本法第68条の2の規定により府知事に対して要請を要求し、又は通信の途絶等で、その要求ができない場合には当該災害の状況等について陸上自衛隊第3師団第36普通科連隊長に通知する。

(1) 自衛隊災害派遣要請の要求等の基準

- ア 市本部長は、災害の規模や被害情報に基づき、次の要件に該当すると判断したときは、速やかに、府知事に自衛隊の派遣要請を求める。
- イ 各部長は、応急対策の実施にあたり、次の要件に該当すると判断した場合には、市本部長に自衛隊派遣要請の手続きを求める。

表 自衛隊災害派遣の実施に際しての要件(三要件)

項 目	概 要
公共性	公共の秩序維持のため、人命又は財産を社会的に保護することが必要な状況であること。
緊急性	差し迫った必要性があること。
非代替性	自衛隊が派遣される以外に他の適切な手段、体制がないこと。

(2) 自衛隊に要請する活動

自衛隊の派遣要請を求めることができる範囲は、原則として、人命及び財産の保護を必要とし、かつ、やむを得ない事態の場合であり、概ね次の活動内容とする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の搜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(3) 自衛隊災害派遣要請の要求等の系統

自衛隊の派遣を必要とする場合は、所定の手続きにより派遣要請を求める。府知事に自衛隊派遣の要請を求めた際、第36普通科連隊に通知する。

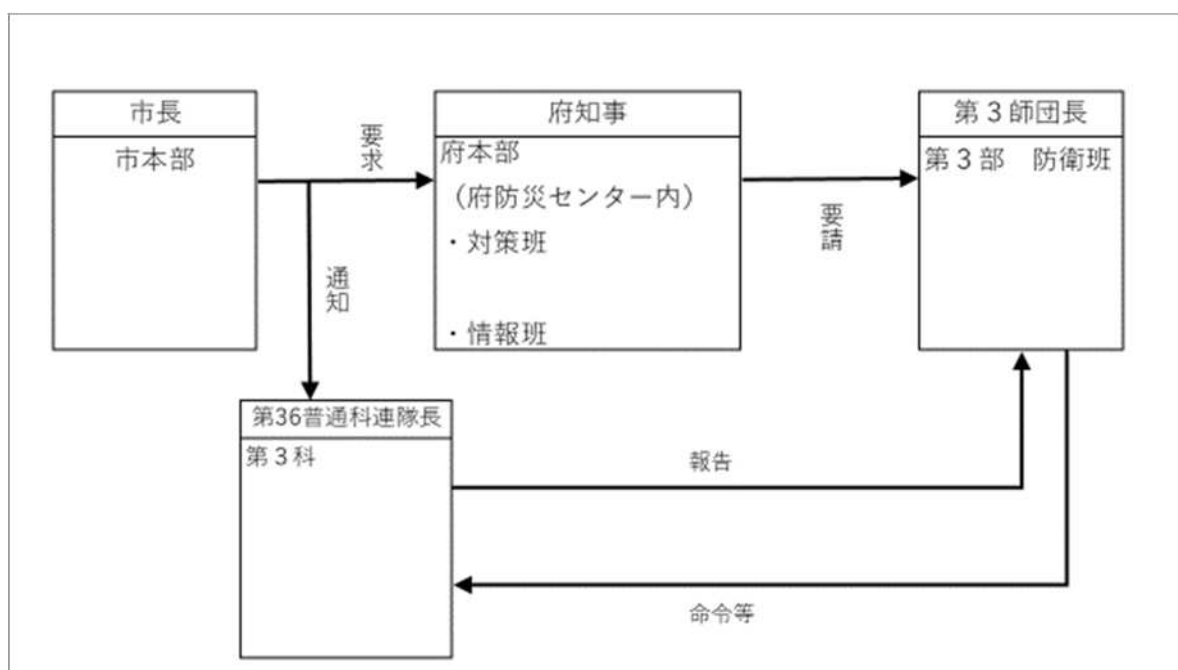


図 自衛隊派遣（撤収）要請フロー

(4) 自衛隊災害派遣要請の方法

ア 府知事への要求

自衛隊の派遣要請を求める場合、市長は、大阪府、府警察及び自衛隊第36普通科連隊と十分連絡をとり、「派遣要請書」により府知事に求める。ただし、急を要する場合は、電話等で求めた後速やかに派遣要請書を提出する。

イ 市長による指定部隊長への通知

市長は、前記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又は第36普通科連隊長に通知することができる。この場合は、速やかに府知事にその旨を通知するとともに、府警察に連絡する。

ウ 自衛隊の自主派遣

災害に際し以下の場合、自衛隊の自主派遣が行われる場合がある。この場合は、自衛隊の連絡員等により、大阪府経由又は直接市本部へ派遣部隊に関する情報が届けられる。

- 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき(震度5弱以上の地震が発生した場合等)
- 都道府県知事が自衛隊に災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき
- 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき
- その他、上記に準じ、特に緊急を要し、都道府県知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき

(5) 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

- ア 自衛隊との連絡調整
自衛隊との連絡調整は、市本部が行う。
- イ 市本部への自衛隊連絡班の参加
市本部との連絡調整を円滑に行うため、市本部に自衛隊の連絡班の参加を得る。
- ウ 自衛隊連絡所の設置
市本部に自衛隊の連絡所を設ける。
- エ 自衛隊災害派遣部隊の活動拠点の確保
自衛隊の災害派遣部隊の集結地、駐車場については、あらかじめ、管轄警察署と協議し適地を選定しておく。また、宿营地(トイレ、水道、電気等のインフラが整備された体育館等の既存の建屋)については、自衛隊と協議のうえ最適地を決定する。
- オ 自衛隊用ヘリポートの確保
災害時用ヘリポートのうちから、自衛隊と協議のうえ最適地を決定する。
- カ 必要物資の提供
自衛隊災害派遣部隊の活動に必要な資機材のうち、自衛隊が保有しない資機材及び活動にあたって不足する資機材等は、契約管財部が確保する。
- キ 食料等の確保
自衛隊から食料、飲料水、宿泊施設等の取得についての要請があった場合は、市本部が調整する。

(6) 経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として本市が負担する。
- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係わるものは除く)等の購入費、借上料及び修繕費
- イ 派遣部隊の野営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話、入浴料等
- エ 派遣部隊の救援活動実施に際し発生した(自衛隊装備に係わるものは除く)損害の補償
- オ 災害派遣部隊輸送のための運搬費(フェリー料金等)
- カ その他救援活動の実施に要する費用で、負担区分に疑義があるときは、市本部長と派遣部隊長との間で協議する。

(7) 自衛隊災害派遣部隊撤収の要請

- 自衛隊派遣部隊の撤収は、大阪府、府警察本部、各機関及び自衛隊派遣部隊と協議のうえ、「撤収要請書」により府知事に求める。

27-4 関西広域連合への応援要請

関西広域連合への応援要請は、次の方法で行う。

(1) 要請の方法

- 市本部長は、「関西広域応援・受援実施要綱」等の定めに基づき、関西広域連合広域防災局(兵庫県)に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容について、知事を通じて文書により要請を行う。
- ただし、そのいとまがない場合、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

(2) 応援の内容

市本部長は、被災者の生活状況や支援ニーズの変化に対応したきめ細やかな支援を行えるよう、関西広域連合（関西広域連合がカウンターパート方式による応援方式を決定した場合は、大阪府の応援を担当する幹事府県。以下この節において同じ。）に対し、次のような内容の支援を要請する。

ア 食料、飲料水及び生活必需物資などの救援物資の提供

イ 発災直後の緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣、情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣

ウ 広域避難の調整及び避難者、傷病者の受入れ、ドクターヘリの運航

エ 行政機能が大幅に低下した本市に現地連絡所を設置し、通常の行政業務も含めた直接支援

オ ボランティア活動の促進

カ 帰宅困難者への支援

キ 災害廃棄物（がれき等）処理の推進

ク その他特に必要な事項

(3) 受援体制の確立

各部・区本部、は、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。

2 7 - 5 関係民間団体等に対する応援要請

災害状況に応じて本市の地域内にある関係民間団体に対して、協定等に基づき応援要請を行う。（協定等の一覧は資料編参照）

(1) あらかじめ協定等により災害時の応援協力体制を締結している関係民間団体等に対して、市本部長又は各部長が応援要請する。

(2) 協定を締結していない関係民間団体等に対しては、市本部長又は各部長が応援要請する。
なお、各部長が応援要請した場合は、市本部長に報告すること。

(3) 広域応援の受入れ体制については、原則として前記 2 7 - 1 の (2) と同様とする。

第 2 8 節 自主防災活動

災害発生時には、「地域防災リーダー」を中核とする自主防災組織や、地域の人々が互いに協力しあい、助け合い、行動して被害の軽減を図る。

また、区本部は市有施設等の活用にも努めることで、自主防災組織への活動を支援する。

2 8 - 1 自主防災組織の活動

災害時には、区内の各地域において地域災害対策本部（以下、「地域本部」という）を設置し、被害状況把握、避難誘導や救出救護、初期消火、避難所の自主的運営などの活動を実施する。

活動の詳細は「自主防災活動ガイドライン」を踏まえ、各地域の状況に応じた防災活動の推進に取り組む。

2 8 - 2 地域防災リーダーの活動

地域防災リーダーとは、自主防災組織の中核として活動する人材であり、災害発生時には、習得している知識や技術を活用し、率先した組織的防災活動を実施する。

第 2 9 節 災害対策要員の確保

2 9 - 1 災害対策要員の確保

災害応急対策実施に必要な労働者の確保は、所属ごとに行うものとし、その目的及び種目ごとに必要最小限度の災害対策要員を、市内の各公共職業安定所等を通じ確保する。

処遇については、賃金は市内における通常の実費程度を限度額とし、給食は本市職員に準じて行う。

2 9 - 2 法に基づく民間人の従事命令等（損害補償）

応急対策を実施するための人員が、労働者の雇用等によってもなお不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を発し要員の確保に努める。

（ 1 ）命令の種類と執行者

対 策 作 業	種 類	根 拠 法 令	執 行 者
災害応急対策事業 （ 災害救助法に基づく救助を 除く応急措置 ）	従事命令 協力命令	災害対策基本法 第 71 条	知事、 委任を受けた市町村長
災害救助作業 （ 災害救助法に基づく救助 ）	従事命令	災害救助法 第 7 条	知事
災害応急対策事業	従事命令	災害対策基本法 第 65 条 1 項	市長村長 警察官・海上保安官 自衛官
災害応急対策作業	従事命令	警察官職務執行法	警察官
消防作業	従事命令	消防法第 29 条 5 項	消防吏員・消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者・水防団長・ 消防機関の長

（ 2 ）命令対象者

命令区分（対象作業）	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 （ 災害応急対策並びに救助作業 ）	1 医師、歯科医師、薬剤師 2 保健師、助産師、看護師 3 土木技術者、建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木、建築業者及びこれらの従業 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その物件の管理者、その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(3) 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し又は取り消すときは、法に定めるところにより、公用令書を交付する。

(4) 損害補償

市長の従事命令又は協力命令により、災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の遺族等に対しては、「災害時等における応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」により損害を補償する。

第30節 ボランティア

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みを行う。

30-1 災害時の一般ボランティアの活用

災害時のボランティアの活用については、「災害時におけるボランティア活動支援要綱」及び、「大阪市災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定書（平成29年4月1日締結）」によるものとする。

また、ボランティアセンターの開設・運営にかかる詳細は、協定により市社会福祉協議会等が作成する「大阪市災害ボランティアセンター開設・運営マニュアル」によることとする。

（1）大阪市災害ボランティアセンターの設置

上記要綱、協定に基づき、災害発生時、市民部は、被災状況を勘案し、ボランティアによる活動が必要と認めたときは、協定締結団体（市社会福祉協議会）と協議のうえ、「大阪市災害ボランティアセンター」の開設・運営を要請し、協定締結団体は、その要請に基づき速やかに原則、阿倍野防災拠点に開設する。

（2）区災害ボランティアセンターの設置

災害発生時、被災状況及びボランティア参集等を勘案し、協定締結団体（区社会福祉協議会）は区役所と協働し、「区災害ボランティアセンター」を開設する。

（3）災害ボランティアセンターの業務

ア 市災害ボランティアセンターの業務

- （ア）市本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- （イ）区災害ボランティアセンターとの連絡調整
- （ウ）災害ボランティア需給状況の把握及び調整
- （エ）災害ボランティア募集等の情報発信
- （オ）災害ボランティア活動に必要な資器材の調達
- （カ）府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」の活用、「中間支援組織」を含めた各ボランティア団体との連携（参照：大阪府地域防災計画 基本対策編 災害予防対策 第2章 地域防災力の向上 第3節 ボランティアの活動環境の整備）

ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織

- （キ）全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整及び派遣要請

イ 区災害ボランティアセンターの業務

- （ア）区本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- （イ）被災者における災害ボランティアニーズの把握及び被災者への情報提供
- （ウ）市災害ボランティアセンターとの連携
- （エ）災害ボランティアの受け入れ
- （オ）災害ボランティアへのオリエンテーション
- （カ）災害ボランティア活動の集約・管理
- （キ）災害ボランティアの事故等に対する補償のための保険加入手続き

30-2 本市退職者による災害時ボランティアの活用

大規模災害発生時、本市退職者を対象とした災害時ボランティア制度を活用し、迅速かつスムーズに応急対策、復旧事業などを実施する。

市域内で震度6弱以上を観測する地震又は大規模な浸水などにより、甚大な被害が発生した場合に、ライフライン、施設の被害状況調査、復旧作業などへの協力や区災害対策本部の運営補助、災害時避難所の運営補助などの活動を行う。

第8章 物資の確保と供給体制

第3.1節 物資の確保と供給

大規模災害発生時には、流通機構の混乱等により日常生活に不可欠な水、食料、生活必需品等の確保が困難になるため、物資の調達・配送を円滑に行うため関係部署により配送班を立ち上げ、必要な物資を迅速に提供できるようにする。

3.1.1 市民や事業者の責務

(1) 市民の責務

市民は、備蓄している災害時にいつでも持ち出せる「非常持ち出し品」と、救援物資が届くまで1週間程度の生活が可能な「非常備蓄品」を活用する。

(2) 事業者の責務

事業者は、災害が発生したときは、従業員等が一斉に帰宅することを抑制するため、その所有し、又は管理する事業所その他の施設の安全性及び周辺の状況を確認し、従業員等に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講ずるよう努め、従業員等が当該施設内で待機するために備蓄している物資を提供する。

また、災害が発生した場合において、食料や緊急輸送等の確保をするため、関係事業者等の協力の確保に関して協定を締結している場合は、協定に基づく協力を行う。

3.1.2 飲料水等の確保

災害後の飲料水及び医療用水並びに生活用水・都市活動用水の確保は次の考え方に基づき実施する。

【災害直後】

備蓄により飲料水を確保

運搬給水方式により医療用水を確保

【災害後～復旧完了】

拠点応急給水方式及び運搬給水方式により必要水量を確保

【復旧完了後】

通常量の確保（災害後最大3週間を目途）

(1) 応急給水の実施

ア 水道部は、災害に伴う断水区域に対して、次のとおり応急給水を実施する。

イ 水道部は、災害時、情報の収集を行いつつ、応急給水体制を確立し、業務を推進するとともに、区本部と連携し自主防災組織等の協力を得て業務の迅速化に努める。

ウ 応急給水の方法

(ア) 医療・福祉施設等の重要施設に対し、車両による運搬給水によって必要水量の確保に努めるものとし、ポリ容器等の緊急輸送や受水槽への注水作業を行う(運搬給水方式)。

この運搬給水方式に必要な以下の資器材を整備する。

- ・加圧ポンプ付給水車
- ・布製給水タンク
- ・ポリ容器
- ・運搬用車両(運送会社等から調達)

(イ) 広域避難場所、災害時避難所等に応急給水の拠点となる仮設水槽を設置し浄・配水池を水源とする車両運搬でこれに対応する(拠点応急給水方式)。

この拠点応急給水に必要な以下の資器材を、各小学校区あたり1セットを最低限の目安として整備する。

- ・仮設水槽(1m³、4m³)
- ・ポリ容器(10リットル)

- ・ 応急給水袋（３リットル、６リットル）
- （ウ）飲料可能な耐震性貯水槽が設置されている広域避難場所等については、その水を活用する。
- （エ）災害時避難所となる学校では、受水槽及び高架水槽が設置されているので、その水についても活用を図りながら、応急給水拠点の早期開設に努める。
- （オ）広域避難場所等の防災拠点や重要施設への給水ルートを優先的に応急復旧し、通水した地点より順次仮設給水栓を設置する（拠点応急給水方式の拡充）。
この拠点応急給水方式の拡充に必要な以下の資器材を保有する。
 - ・ 仮設給水栓
- エ 応急給水における応援要請
 - （ア）水道部所有の応急給水用資材で対応できない場合、民間業者からの調達、応援協定に基づく他都市への応援要請等を実施する。応援要請を行った場合、市本部へ連絡する。
 - （イ）自衛隊による応急給水が必要な場合、市本部に自衛隊への要請を依頼する。
- オ 広報体制
 - （ア）水道部は、拠点応急給水や運搬応急給水等、応急給水全般の状況、復旧作業の進捗状況や見通し等を市本部に報告する。
 - （イ）政策企画部は、水道部がとりまとめた前記の状況を報道機関等を通じて被災者に情報発信する。

３１－３ 食料の確保及び供給

- （１）食料の調達方法
 - ア 区本部長は、応急食料の供給が必要と認める場合は、備蓄食料の活用により対応するが、それが困難な場合、市本部に食料調達の要請を行う。
 - イ 市本部は、区本部長より食料供給の要請があった場合、災害用備蓄倉庫より備蓄食料の輸送を行い、なお不足する場合は、協定締結業者より食料品を調達する。また、災害救助法が適用された場合は、大阪府より、災害救助用食料の引き渡しを受ける。
- （２）食料供給の方針
 - ア 食料供給の順位
 - 食料供給は次の順位で行うが、状況により異なった順位で、また、並行して行うことができる。
 - （ア）災害対策用備蓄食料
 - （イ）国や他の地方自治体からの物資
 - （ウ）協定締結業者流通業者等からの調達食料
 - （エ）その他の事業者からの調達食料
 - イ 食料供給の対象者
 - （ア）避難所に受入された者
 - （イ）物資等の調達ができない期間の在宅避難者
 - （ウ）通常の流通機関が一時的にマヒ・混乱し、食料の確保が困難な通勤・通学者、旅行者等
 なお、避難所に受入されていない上記（イ）、（ウ）の者に対しては、避難所における食料供給ができるよう対策を講じる。
- ウ 食料供給の実施方法
 - （ア）食料供給の場所
 - 食料供給の場所は、原則として災害時避難所とする。
 - （イ）食料供給の実施
 - 食料供給は、区本部が自主防災組織等の協力を得て行うものとする。また、食料の配給については被災者自らが行うこととするが、支援を要する者については配慮する。
 - （ウ）給食施設の活用
 - 食料の提供にあたって、炊き出しを行う場合、学校等の給食施設の使用が必要な際は、施設管理者と十分協議のうえその活用を図る。

3 1 - 4 生活必需品、物資等の確保

災害時に必要な生活必需品、物資等は備蓄物資を活用し、備蓄物資で不足するものや避難生活の長期化により必要となる物資については、民間事業者等との物資供給にかかる協定により、需要に応じて必要な物資を柔軟に調達できるよう努める。

また、供給すべき物資が不足し、本市自ら調達することが困難であるときは、配送班は、大阪府に対し、物資の調達を要請する。

大阪府は、政府に設けられる緊急(非常)災害対策本部を通じて物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕等に対し、物資の調達を要請する。

なお、大阪府は被災市町村における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるときは、被災市町村からの要求を待たないで物資を確保し輸送する。

第9章 衛生・廃棄物等対策

第32節 防疫・保健衛生活動

災害時の感染症等の発生を予防し、又はまん延を防止するため活動を実施する。

32-1 防疫活動

(1) 環境衛生対策班の編成

- ア 環境衛生対策班は、健康部長又は区本部長の指令を受け保健所、保健福祉センター（区本部保健福祉班）へ派遣され、保健所長及び区本部長の指揮において活動する。
- イ 環境衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センターの職員で構成する。
- ウ 1班の編成人員は3名、班数は災害の規模に応じて最大36班とする。
- エ 健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請する。
- オ 健康部は、区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する環境衛生対策班の任務を調整する。

(2) 環境衛生対策班の任務

環境衛生対策班は、災害時、避難所、生ごみ集積場等衛生管理や消毒を必要とする施設並びに地域の衛生的環境を確保するため、衛生対策を実施する。

ア 避難所の衛生管理、消毒

避難所、仮設トイレ等の衛生管理の指導及び消毒を実施する。

なお、避難所の開設状況については区本部でまとめ危機管理部から一括して健康部に情報を提供する。また、仮設トイレの設置場所については、環境部で一括して情報を健康部及び区本部に提供する。

イ 仮設浴場の衛生管理

仮設浴場の使用状況（循環ろ過の有無、使用水の種類等）により、必要に応じ浴槽水の遊離残留塩素の測定等を行い、仮設浴場の衛生管理の指導を実施する。

ウ 臨時集積場等の衛生管理、消毒

生活ごみの処理は、環境部において実施するが、臨時集積場等に対する衛生管理の指導及び消毒等を実施する。

なお、生活ごみの回収状況、臨時集積場等の状況は、環境部が一括して情報を健康部に提供する。

エ 汚物、汚水流出地区の衛生管理、消毒

災害により下水道が破損し、汚物、汚水が流出した場合、流出地域の衛生管理及び消毒等を実施する。

オ その他

- （ア）救護所等の衛生管理、消毒
- （イ）被災家屋の衛生管理の指導及び消毒
- （ウ）ねずみ、ハエ、蚊等の防除
- （エ）消毒用薬剤の配布

(3) 防疫資機材等の調達

環境衛生対策班は、区保健福祉センターに配備されている防疫用資材を利用し、不足が生じた場合は、健康部又は区本部を通じて調達要請する。

32-2 食品衛生活動

(1) 食品衛生対策班の編成

- ア 食品衛生対策班は、健康部長又は区本部長の指令を受け、保健所、区保健福祉センターへ派遣され、保健所長及び区本部長の指揮において活動する。
- イ 食品衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センター職員で構成する。

ウ 1班の編成人員は、食品衛生監視員を含む2名、班数は災害の規模に応じて最大36班とする。

エ 健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請する。

オ 健康部は、区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する食品衛生対策班の任務を調整する。

(2) 食品衛生対策班の任務

食品衛生対策班は、災害時、避難所、食品調理及び保管施設等の衛生管理や調理実務者に対する衛生指導を実施する。

ア 避難所や被災地内の店舗に食品を供給する食品製造業者、販売業者等に対して指導を行い、食品衛生上の危害防止に当たる。

イ 避難所内の食品調理及び保管施設の衛生指導を行い、食品衛生上の危害防止に努める。

ウ 避難所において炊出しをする場合、炊出し実施者に対して衛生上の注意を喚起する。

エ 被災地内において、営業を再開する食品関係施設に対し監視・指導する。

オ 避難所や被災地域における応急給水拠点での飲料水の残留塩素濃度を測定し、衛生的な飲料水を確保するよう指導し、あわせて受水槽式給水施設から供給される飲料水についても指導を行う。

(3) 検査資機材等の調達

食品衛生対策班は、保健所に配備されている検査資機材を利用し、不足が生じた場合は、健康部又は区本部を通じて調達を要請する。

3 2 - 3 動物保護等の実施

健康部は、関係機関・団体と、相互に連携し、次の応急対策を実施する。

(1) 被災地域における愛護動物の保護・受入

(2) 避難所等における愛護動物の適正飼養等の指導

(3) 動物による人等への危害防止

3 2 - 4 生活雑用水の確保

災害後一定の期間を経過すると、水洗トイレ等の生活雑用水の急激な需要増が想定され、水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、生活雑用水を確保するため、必要に応じ、下水処理場、農業用井戸及び学校のプールの水を近隣の地域に利用可能にする。

(1) 下水処理水の利用

建設部は、市内12箇所の下水処理場の処理水再利用施設を活用し、災害発生時においては、下水処理場の近隣地域に生活雑用水としても提供するように努める。

(2) プール水の利用

区本部は、市内の学校のプールの水について、水質の状況により生活雑用水等への利用が図られるよう、教育部と調整する。

(3) 農業用井戸の利用

経済戦略部は、市内にある農業用井戸について、生活雑用水としての利用を検討する。

第 3 3 節 廃棄物の処理

3 3 - 1 ごみの処理

環境部は、大阪広域環境施設組合（以下「環境施設組合」という。）と連携を図りながら、災害時のごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持する。

（ 1 ）処理内容

ア 作業計画の作成

環境部は、災害発生時、速やかに所要作業量の調査を行い、その調査結果に基づき作業計画を策定する。なお、環境保全及び衛生面の観点から緊急度の高い生活ごみを優先し、作業可能地域から作業を開始する。

また、許可業者収集ごみについても生活ごみを優先し、適切に処理できるよう指導する。

イ 一時集積

（ア）大量に発生したごみについては、処理施設等で速やかに処理を行うが、処理施設等への搬入が困難な場合には、公有地等を利用して臨時集積場を設け一時集積する。

（イ）臨時集積場は、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して選定する。

ウ 処理・処分

臨時集積場のごみは、作業計画に基づき、トラック等で輸送し、普通ごみは環境施設組合の焼却施設で処理し、また粗大ごみ等は、直接、焼却施設で処理できる可燃物以外は、環境施設組合の破碎施設で前処理した後、焼却施設で処理する。

焼却後の残さいは本市処分場（北港処分地）及び大阪港広域臨海環境整備センター処分場で処分する。

なお、環境施設組合の処理施設等で処理能力が不足する場合には、他都市等に処理応援を求める。

エ 応援要請

（ア）作業に要する機材等が不足する場合には、契約管財部に借り上げを要請するとともに関係業界に協力を求める。

（イ）さらに必要人員等が不足する場合には、他都市等に応援を求める。なお、ボランティア、NPO等の支援を得る場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

3 3 - 2 がれき等の処理

環境部は、災害時の堆積物等災害廃棄物を適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するために、処理体制を確保する。

また、周辺住民は、臨時集積場の設置について理解し、臨時集積場の確保に協力するものとする。

（ 1 ）処理内容

ア 作業計画の策定

環境部は、災害発生時、速やかにがれき等に関する情報収集に努め、次のとおり選別作業計画を策定する。

（ア）解体現場における分別を可能な限り徹底する。

（イ）可燃物については、減容化・安定化を図るため焼却施設において焼却する。

（ウ）金属、コンクリートガラ、木くず等については、再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

イ 一時集積

（ア）がれき等は、公有地等を利用し、発生量に相応するがれき臨時集積場を設け一時集積する。

- (イ)がれき臨時集積場は、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して選定する。
- (ウ)木質系廃棄物については、解体現場において、木材、金属、不燃物等の分別を行った後、指定のがれき臨時集積場に搬入する。コンクリート系廃棄物については、解体現場において、コンクリート塊、鉄筋、鉄骨、金属、可燃物の分別を行った後、指定のがれき臨時集積場に搬入する。
- (エ)がれき臨時集積場においては、廃棄物の崩落や火災を発生させないように、適切な対策を講ずる。
- (オ)がれき臨時集積場に一時集積されたがれき等は、必要に応じ破碎処理を行うとともに可能な限り可燃物と不燃物の選別を行う。

ウ 処理・処分

- (ア)がれき臨時集積場で選別したがれき等のうち受入基準を満たす可燃物は、環境施設組合焼却施設で処理し、また直接環境施設組合焼却施設で処理できない大型物や長尺物等は、破碎施設で前処理した後、焼却施設で処理し、焼却後の残さいは本市処分場（北港処分地）及び大阪湾広域臨海環境整備センター処分場で処分する。
選別したがれき等のうち環境施設組合焼却施設及び環境施設組合破碎施設の受入基準を満たさないものについては次の通りに扱う。
コンクリートガラは、再生材、埋立用材として可能な限りリサイクルを推進する。
金属は分別し、可能な限りリサイクルを推進する。
木くずは、チップ化などの再利用・再資源化を積極的に推進する。
不燃系がれきは、陶器くず、ガラスくず、瓦くず等の混合物であり、早期処理の観点からは再資源化は困難であり、可能な限り破碎により減容した後、埋立処分を行う。
混合廃棄物は、可能な限り、再選別し、資源化を図ったうえ、残った可燃物は焼却後埋立処分し、不燃物は埋立処分する。
- (イ)がれき臨時集積場における作業が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、必要に応じ周囲に飛散防止ネット・防音シートの設置を行うなどの対策を講ずるとともに、がれき臨時集積場入口周辺での車両渋滞等においても、周辺住民への影響を防止するように留意する。
- (ウ)がれき臨時集積場のがれき等について、環境施設組合処理施設等で処理能力が不足する場合には、他都市等に処理応援を求める。

エ 応援要請

- (ア)作業に要する人員及び機材については、関係業界に協力を求める等必要人員を確保するとともに、契約管財部あて必要機材の借り上げを要請する。
- (イ)さらに必要人員等が不足する場合には、他都市等に応援を求める。

オ その他

- (ア)全半壊家屋等の解体について、市本部が特段の措置（公費解体）を講ずると決定したときは、関係部は「損壊家屋等の解体・処理にかかる事務処理要領」に準じ所掌業務を行う。
関係部は、損壊家屋の解体を実施する場合には、市本部と調整のうえ、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- (イ)発生した膨大な廃棄物をできるだけ地域の復興等に役立て、廃棄物の資源化を行うことで、処理・処分量を削減することができるので、がれき等の処理にあたっては、可能な限り発生時から可燃物と不燃物の選別を行うことを原則とし、リサイクルを推進する。また、十分に環境に配慮し、廃棄物の処理を行う。
- (ウ)自ら被災建築物の解体を行うものには、がれき等の処理に関する情報提供を行う。

3 3 - 3 し尿の処理

(1) 活動内容

災害時の断水等により水洗トイレが使えない場合、災害時避難所等におけるし尿処理に関しては、備蓄トイレや仮設トイレの設置により対応する。

なお、広域避難場所においては、必要に応じ、マンホールトイレを設置する。

ア 作業計画の策定

環境部は、災害発生時、以下の項目について、速やかに必要作業量を把握し、作業計画を策定した後、環境衛生保全の観点から、緊急性・作業の可能性等を十分に考慮して、作業を開始する。

イ トイレの設置及びし尿の収集

(ア)トイレの設置

初期的には、本市備蓄トイレで対応する。その後、環境部は、区本部等の要請に基づきレンタルの仮設トイレを必要数設置する。

また、広域避難場所や災害時避難所周辺のマンホールトイレの設置が必要となった場合は、区本部等の要請に基づき、災害対策本部が建設部に設置を要請する。

(イ)し尿の収集

被災地域の環境衛生を保全するため、本市の委託業者による応急収集を実施する。

ウ 処理・処分

本市処理施設等で処理・処分を行う。

エ 応援要請

本市備蓄トイレやレンタルの仮設トイレで不足する場合、又し尿の収集作業に支障がある場合には、他都市等に応援を求める。

3 3 - 4 住居障害物の除去

(1) 対象者

居室、炊事場、便所等に障害物が発生し、当面の日常生活上支障をきたす場合で自らの資力をもってしても除去することのできない者

(2) 住居障害物の除去の方法

ア 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用され、市長が府知事の委任を受けた場合、災害救助法の基準に基づき、環境部は区本部と調整して以下のように実施する。

(ア)除去対象世帯の調査

(イ)除去対象者世帯の調整・確定

(ウ)除去作業の実施

(エ)障害物の搬送

障害物を処分地等へ短期間大量搬送が困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して決定したがれき集積場に一時的に集積し、その後の最終処分地への搬送は市本部が環境部と協議のうえ実施する。

イ 災害救助法が適用されない場合

災害救助法の適用がない場合は、市長が除去の必要を認めたものを対象とし、障害物の除去を実施する。実施の方法は、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

第10章 行方不明者の捜索・遺体対策

第34節 行方不明者の捜索と把握

34-1 安否の確認

災害発生時の安否確認のため、市民等に、各通信事業者が提供する安否確認サービス等を利用するよう周知する。また、避難所における避難者に対して、安否情報の入力呼びかける。

34-2 行方不明者の捜索

危機管理部は、災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索については、災害の規模及び地域、その他の状況を勘案し、関係機関（大阪府警察、自衛隊、大阪海上保安監部、消防及び自主防災組織等）と連携を図り、あらゆる手段をつくして実施する。

災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長が実施する。なお、災害救助法が適用されない場合は、市長が実施する。

行方不明者の捜索を行う期間は、原則、災害発生の日から10日間とする。11日目以降も行方不明者の捜索を行う必要がある場合は、期間内(10日以内)に大阪府と調整を行う。

34-3 行方不明者の把握

市本部は、大阪府警察と連携して行方不明者の実態把握に努めると共に、早期に行方不明者相談窓口を設置する等して、行方不明者の発見のため適切な対応を行う。

第35節 遺体対策

35-1 組織と事務分担

項目ごとの実施機関と分担は次のとおりとする。なお、大規模災害時に行政による十分な対応が困難な場合は、遺体処理業務の一部について、あらかじめ締結した覚書等に基づき民間に協力要請を行う。

項目	実施機関	事務分担	要員
処理	危機管理部 区本部	関係機関との活動調整	危機管理部職員
		1 遺体仮収容（安置）所の設置及び管理運営 2 検視（死体調査） 3 検案 4 遺体の洗浄、縫合、消毒 5 納棺 6 遺体の安置 7 身元不明者に関すること	区本部の職員 警察 医師 一般社団法人大阪市規格葬儀協会（以下「葬儀業者」という。）
火葬	環境部	火 葬	環境部の要員

35-2 遺体の仮収容（安置）所の設置

区本部は災害が発生した場合に備えて、遺体仮収容（安置）所として利用できる区内にあるできるだけ堅牢な構造の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収容に適当な場所を確保する。

また、検視・検案場所は大阪府警察と十分調整を行い、可能な限り遺体仮収容（安置）所に隣接した場所に設置するとともに同所に遺体処理に必要な水道、電源等を確保する。

大規模な災害により多数の遺体が発生した場合は、遺体仮収容（安置）所、検視・検案場所の設置について、区本部、大阪府警察、葬儀業者等と総合調整を行う。

35-3 遺体の収容

発見された遺体は、検視・検案場所において、警察官又は海上保安官の検視（死体調査）及び医師による検案を受けたのち、遺体仮収容（安置）所に搬送する。

ただし、警察官又は海上保安官が検視等を終えたのちにおいて、身元が判明し、災害死と判明した場合には、当該遺体は警察官又は海上保安官から遺族等に引き渡される。

身元不明及び身元が判明するも引き渡し先のない遺体は、警察官又は海上保安官が身元確認に必要な資料を収集し、区役所職員に引き継がれた後火葬を行う。

35-4 遺体対策・身元確認等

（1）遺体対策

検視・検案が終了し、遺体仮収容（安置）所に収容された遺体は、必要に応じ、洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、納棺のうえ一時保管する。

また、災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

（2）遺体の引取り・身元確認

身元が判明し遺族等の引取人がある場合には、警察が遺体を引き渡す。

なお、収容された遺体のうち身元が不明で、一定期間経過後、なお引取人がいない場合には、行旅死亡人として扱う。

3 5 - 5 斎場への遺体の搬送

多数の遺体が発生した場合は、危機管理部において斎場への搬送体制を整え、環境部と受入れ体制を調整し搬送する。

第 3 6 節 遺体の火葬

3 6 - 1 火葬計画の策定

環境部は、災害発生、遺体に関する情報収集に努め、速やかに火葬計画を策定する。

また、危機管理部と連携し、火葬に必要な電力等のライフラインについて、優先的な供給を要請する。

3 6 - 2 火葬の実施

災害により死亡した者について、その遺族等が火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合の応急的な措置は次のとおりとする。

(1) 災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用されない場合は、市長が実施する。

(3) 遺体は原則火葬とし、遺骨等を遺族に引き渡す。

(4) 遺骨の引き取り者がいない場合は、区役所が遺骨等を 1 年間保管する。1 年間引き取り者がいない場合は市設の霊園に納骨する。

3 6 - 3 応援要請・受援活動

環境部は、市内の斎場が地震等の被害により使用できない場合及び斎場の火葬能力を上回る死者が発生した場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、危機管理部と調整し大阪府に対して必要な措置を要請する。

また、葬送用品の調達、広域火葬の実施等に関する受援は、危機管理部が必要に応じ「関西広域応援・受援要綱」に基づく活動の調整を行う。

第 1 1 章 警備体制

第 3 7 節 警備体制

災害発生時において、市民等の生命、身体及び財産を確保し、公共の安全と秩序を維持するため、大阪府警察及び大阪海上保安監部は、関係機関との密接な連絡協力のもとに、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、それぞれの所管について、概ね次の事項を重点として行う。

3 7 - 1 大阪府警察

大阪府警察は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

（ 1 ）救出救助活動

市（区）及び関係機関と密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施する。

（ 2 ）犯罪の予防・取締り対策

人心の不安、物資の不足等に伴う犯罪及び集団的違法事案を防止するため、犯罪の予防・取締りを実施する。

（ 3 ）保安対策

銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法など関係法令に規定する取締りなどを実施する。

（ 4 ）暴力団排除活動の徹底

暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、本市等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

3 7 - 2 大阪海上保安監部

海上の災害から市民等の生命財産を保護し、社会公共の秩序を図るため、災害発生と同時に必要な箇所に巡視船等を派遣し、次の措置を講じる。

（ 1 ）船舶交通の制限等による海上交通の安全確保

（ 2 ）犯罪の予防、取締り

（ 3 ）関係機関との情報連絡の強化

第 1 2 章 広聴

第 3 8 節 広聴

災害発生時において甚大な被害が生じた場合、人心の動揺、混乱や情報不足・誤報などにより社会不安が生じるおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等に関する広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に市民等の要望等を反映させる。

3 8 - 1 広聴体制

(1) 緊急問い合わせへの対応

政策企画部は、市民等からの直接電話による問い合わせに対応するために、部内に広聴対応の体制を設ける。

(2) 臨時相談所の開設・運営

ア 区本部は、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地域の公共施設や災害時避難所に臨時相談所を設置する。

なお、区本部は、臨時相談所を開設した場合は危機管理部に情報提供を行う。

イ 区本部は、臨時相談所に訪れた外国人への対応の際、必要に応じて、多言語支援センターに通訳・翻訳の支援を要請する。(1 3 - 2 参照)

(3) 専門相談所の開設・運営

各部は、区本部からの要請に応じてそれぞれ必要に応じて専門相談所を設置する。

なお、各部は、専門相談所を開設した場合は危機管理部へ報告し、危機管理部は、政策企画部に情報提供を行う。

(4) 総合的な相談窓口情報の提供

ア 危機管理部は、本市が開設する臨時相談所、専門相談所のほか、他の防災関係機関が実施する相談窓口の設置状況を調査する。

イ 政策企画部は、危機管理室が取りまとめた本市及び他の防災関係機関の実施する相談窓口の総合的な情報を取りまとめた広報紙等を区本部に提供する。区本部は、配付された広報紙等に区として必要な情報を加えて広報する。

3 8 - 2 問い合わせへの対応

(1) 政策企画部は、災害発生直後に多発すると想定される市民等からの電話による問い合わせ・相談に対し対応する。

(2) 政策企画部は、問い合わせ内容を市本部等へ確認するなどにより、統一的な回答文書を作成し、掲示又は部員へ配布することでその後の対応の迅速化を図る。

(3) 政策企画部は、同日の問い合わせ内容・件数を記録集約し、多数の問い合わせ内容については、必要に応じて危機管理部に情報提供するとともに、各部・区本部に情報提供し、周知を依頼する。

3 8 - 3 要望等の処理

(1) 各部・区本部は、相談内容、要望・意見等を聴取し、速やかに各機関へ連絡し、早期解決に努力する。

なお、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等の情報が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するとともに、関係する区本部に情報提供を行う。

- (2) 各部・区本部は、処理方法の正確性及び統一性を図るため、あらかじめ定められた聴取用紙を用いて要望等を記入する。
- (3) 各部・区本部は要望内容・件数、処理内容・件数を定期的に市本部（危機管理部）に報告する。

第13章 住宅

第39節 住宅の確保

都市整備部は災害のため住宅の倒壊等を生じ、多数の市民が住居を失うこととなった場合、大阪府や他の公的団体等と連携し、市営住宅をはじめ、他の公的賃貸住宅の空き家の活用を行うとともに、民間賃貸住宅のあっせん・協力要請、応急仮設住宅の供与、被害家屋の応急修理等を行うことにより、被災者の居住の安定を図る。

また、契約管財部及び危機管理部は事前準備として、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

なお、都市整備部は災害時における被災者用の住居として、利用可能な公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努めるなど、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備を図る。

39-1 市営住宅の一時使用許可

市営住宅の一時使用を許可する入居者は、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度が高い者から順に選定する。入居者の選定にあたっては、支援を要する者に十分配慮し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、被災者のその他生活条件を十分調査する。

(1) 対象となる被災者

次の各号のすべてに該当するものであること

ア 住家が、全焼、全壊又は流失した者であること

イ 居住する仮住家もないこと

ウ 自己の資力では住宅を確保することができない者であること

(2) 事務手続の迅速化

被災状況を把握する部署と連携し、市営住宅の一時使用可否の判断や一時使用が可能な場合の入居までの事務手続については、被災者に配慮し迅速に対応する。

(3) 一時使用許可戸数

全焼、全壊、流失世帯数及び市営住宅空き家戸数等を勘案して決定する。

39-2 他の公的団体への協力要請

市住宅供給公社住宅、府営住宅、府住宅供給公社住宅、都市再生機構住宅等の公的賃貸住宅の空き家の活用を当該団体に協力を要請し、連携して住宅の確保に努める。

39-3 民間賃貸住宅のあっせん・協力要請

民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、大阪府とも連携しながら、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産関係団体へのあっせんの協力要請等適切な措置を講ずる。

39-4 応急仮設住宅の建設（建設型仮設住宅）

応急仮設住宅への入居者は、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度が高い者から順に選定する。なお、入居者の選定にあたっては、支援を要する者に十分配慮し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、被災者のその他生活条件を十分調査する。

また、入居者の決定は、災害救助法第13条の規定により、市長にその職権を委任した場合を除き府知事が決定するものであるが、入居者の選考については、市長が補助する。

- (1) 対象となる被災者
 次の各号のすべてに該当するものであること
 ア 住家が、全焼、全壊又は流失した者であること
 イ 居住する仮住家もないこと
 ウ 自己の資力では住宅を確保することができない者であること
- (2) 事務手続の迅速化
 被災状況を把握する部署と連携し、応急仮設住宅への入居可否の判断や入居可能な場合の入居までの事務手続については、被災者に配慮し迅速に対応する。
- (3) 設置戸数
 市長は、応急仮設住宅の設置戸数については、府知事と協議して定める。
- (4) 設置場所
 契約管財部及び危機管理部は、被災者が、相当期間居住することを考慮して、ライフラインが整い、かつ、保健衛生上好適な場所を選定する。
 また、相当数の世帯が集团的に居住する場合は、交通の便、教育問題等被災者の生業の見通しについても考慮する。
 公有地を第一とし、候補地や未利用地のうちから総合的に判断して選定する。公有地において必要な面積が確保できず、私有地に建設する場合、問題が生じないよう十分協議のうえ選定する。
 さらに、市内で必要な敷地が確保できない場合には、大阪府と連携して、他都市等に設置場所の提供を要請する。
 なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮する。
- (5) 設置方法
 災害救助法が適用された場合、大阪府地域防災計画に定める応急仮設住宅設計書に基づいて、府知事が直接又は建築業者に請負わせて行うものとされているが、府知事が直接設置することが困難な場合は、その委任を受けて市長がこれを設置する。
 なお、災害救助法が適用されない場合は、本市独自で設置することとなるが、このような場合も含め、都市整備局は、災害時の速やかな応急仮設住宅の建設に向け、軽量鉄骨系建物の供給業者が加盟する関係団体と定期的な情報交換を行うとともに、大阪府と連携して災害時の連絡体制等の整備を図る。
- (6) 応急仮設住宅の規模及び経費は次のとおりである。
 応急仮設住宅の設置

規模	...	1戸あたり	29.7平方メートル基準
経費	...	1戸あたり	災害救助法による応急仮設住宅の供与額
- (7) 経費の負担区分
 災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）----- 国及び大阪府負担
 その他の場合 ----- 市負担
- (8) 着工期間
 災害発生の日から20日以内とする。これによりがたい場合には事前に府知事の承認を受けて期間延長する。
- (9) 供与期間
 応急仮設住宅として罹災者に供与する期間は、工事が完了した日から2か年以内とする。
- (10) 管理
 市長は、大阪府知事から応急仮設住宅の管理を受託するものとし、この受託契約は、工

事の完了の日からとする。

この際、大阪府と市が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、多様な意見を反映できるように配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受け入れに配慮する。

(11) 整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。

- ア 応急仮設住宅台帳
- イ 応急仮設用敷地貸借契約書
- ウ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- エ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

(12) 府知事への報告は次のとおりである。

- ア 設置希望戸数
- イ 対象世帯の状況
- ウ 設置予定場所
- エ 着工、完了の予定年月日

(13) 応急仮設住宅設置への理解、協力

周辺住民は、応急仮設住宅設置について理解し、迅速な応急仮設住宅の建設に協力するよう努める。また、公有地において必要な設置場所が確保できない場合、本市から要請を受けた市民及び事業者は、設置場所として所有地を提供するなど応急借上げ住宅の確保に協力するよう努める。

3 9 - 5 応急仮設住宅の借上げ（借上型仮設住宅）

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時において、大阪府が大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度に基づき、民間賃貸住宅を供与する際には、都市整備部は申請の受付等を行う。

第40節 住宅の応急対策

40-1 住宅の応急修理

(1) 対象となる被災者

次の各号のすべてに該当するものであること。

- ア 住家が、半壊、半焼した者であること
- イ そのままでは、当面の日常生活を営むことができない者であること
- ウ 自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない者であること

(2) 応急修理の方法

- ア 災害救助法が適用された場合、住宅の応急修理は、府知事が直接又は建築業者に請負わせて行うが、府知事が直接行うことが困難な場合には、その委任を受けて市長が行う。
- イ 市長が大阪府から委任を受けて実施する場合等に備え、被災住宅の応急修理について関係団体と定期的な情報交換を行うとともに、大阪府と連携して災害時の連絡体制等の整備を図るものとする。
- ウ 応急修理の工事対象は、居室、炊事場、便所などのような生活上欠くことのできない部分とし、修理内容は、応急的な修理方法とする。

(3) 経費

災害救助法による災害にかかった住宅の応急修理額

(4) 経費の負担区分

災害救助法の適用を受けた場合（限度額内） ----- 国及び大阪府負担
その他の場合 ----- 市負担

(5) 応急修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完了

(6) 整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。

- ア 住宅応急修理記録簿
- イ 住宅応急修理のための契約書、仕様書
- ウ 関係支払証拠書類

(7) 府知事への報告は次のとおりである。

- ア 必要とする世帯数
- イ 完了世帯数

40-2 市営住宅対策（調査・補修等）

市営住宅における災害応急対策にあたっては、入居者の全面的な協力がなければならないが、本市としても、都市整備部は、市営住宅の管理の一環として次の対策を講ずる。

なお、具体的な施策は災害救助法の定めるところによるが、市営住宅への対応は国土交通省の指示により、公営住宅法第8条等に基づき、国費を活用して対応する。

(1) 被害状況の調査

災害時、速やかに被害状況の調査を実施する。

(2) 緊急補修の実施

被害状況の調査と並行し、生活機能に重大な障害のある被害については、直ちに応急修理を実施する。

- (3) 復旧計画の作成
市営住宅の被害状況をつぶさに検討し、日常生活に欠かすことの出来ない部分の被害、入居者の健康な生活に必要な箇所の被害、快適な生活に必要な箇所の被害などその被害内容により復旧計画を策定する。
- (4) 国土交通省等への報告
公営住宅法等、法の定めるところにより関係省庁への報告を行う。
- (5) 国庫補助等各種補助金、融資金等の申請
災害救助法の適用を受けるなど国庫補助事業の対象となる場合は、直ちに申請を行う。

4 0 - 3 建築物の応急危険度判定活動

地震活動等による倒壊等危険な被災建築物が放置され、多くの市民等が二次災害の危険にさらされる可能性があることから、それを回避するため、都市整備部及び区本部は連携して災害時の緊急対策として、被災建築物の応急危険度判定を速やかに行う。計画調整部はそれに協力する。

- (1) 被災建築物応急危険度判定士の派遣要請
都市整備部は、震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、実施本部を設置し、被害状況等に基づいて応急危険度判定活動の必要性の検討を行い、必要があると判断したときは判定活動を実施することを市本部長に報告する。市本部長は必要に応じて大阪府知事（判定支援本部・大阪府建築防災課）に対して被災建築物応急危険度判定士等の支援要請を行う。
- (2) 他部への協力依頼
都市整備部は、判定活動の実施にあたり、体制整備について市本部を通じて他部へ協力を依頼する。
- (3) 判定活動の準備
都市整備部は、判定活動の実施にあたり、あらかじめ以下の準備を整える。
 - ア 判定区域の決定、判定実施計画書の作成、判定士情報の取りまとめ
 - イ 判定拠点の会場設営、判定地図の区割り、判定士の受付及びガイダンス
 - ウ 被災建築物応急危険度判定マニュアル、判定調査表、判定ステッカー、その他判定資機材
- (4) 輸送手段、宿泊施設、食事等の確保
都市整備部は、被災建築物応急危険度判定士の輸送手段、宿泊施設、食事等の確保について市本部に依頼する。
- (5) 判定活動の広報
都市整備部は、危機管理部に判定活動の予定等を報告し、被災者へ判定結果に対する注意事項等危険度判定活動に関する広報の実施を依頼する。
- (6) 判定活動の実施
判定活動は、被災建築物応急危険度判定実施計画に基づいて実施する。

第14章 応急教育

第41節 応急教育

41-1 応急教育の実施

- (1) 校園長は、校園施設の全部又は一部が損壊し、もしくはその他の事由により教育を実施する施設の確保が困難となった場合には、次の応急教育の措置を図る。
 - ア 校園施設が使用できない場合は、仮設教室（プレハブ）を建設する等代替施設の確保に努める。
 - イ 屋内運動場、特別教室等校園施設の一部が使用できるときは、それら施設を活用する。
- (2) この場合、児童等を守るため被災校舎、通学路等の安全確保を行うとともに、教職員の確保に努める。
- (3) 災害による授業の中断などで、授業内容の進度に遅れが生じ、計画された教育課程の実施に支障が出た場合、授業形態の工夫や年間指導計画の見直し等を行い、教育活動のための時間の確保に努める。

41-2 教材の調達及び配給対策

- (1) 校園長は、児童等の教科書及びその他学用品に被害があった場合、教育部、こども青少年部が別に定める要領により速やかに報告する。
- (2) 教育部、こども青少年部は、前記の報告に基づき、補給必要数を確認して調達配給する。
 - また、災害救助法が適用された場合は、被災児童等に対して、同法の規定に基づく学用品の給与を行う。

41-3 児童・生徒の健康管理

教育部及び校園長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所等の専門機関との連携を図りながら、健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

41-4 学校給食対策

学校長は、学校の給食施設等に被害があった場合には、次の事項に留意して給食実施の可否について教育部と協議のうえ決定するとともに、教育部及び学校長は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

- (1) 被害状況を点検のうえ、できうる限り給食を実施するよう配慮する。ただし被害が甚大で給食の実施が困難な場合は適切な措置を施し、早期に再開できるように努めること。
- (2) 災害時避難所が開設されている学校は、給食施設が避難者炊出し用に利用される場合には、学校給食と避難者炊出しとの調整に留意すること。
 - そのほか、学校長は災害により学校給食の運営が極めて困難となった場合及び給食用物資に著しい被害があった場合は、速やかに別に定める要領により教育部あて報告すること。

41-5 教職員の確保対策

校園長は、教育部に対し教職員の被害状況報告を別に定める要領により、速やかに提出する。
教職員の被災により、授業の継続に支障をきたすおそれがある場合には、応急措置として

次より教職員の補充や教育部の職員を派遣するなど円滑な学校運営が確保できるよう必要な措置を講ずる。

- (1) 条例定数の範囲内で、できうる限りの専任教職員の補充を行う。
- (2) 他の校園に要請し、被災していない教職員を兼務させる。
- (3) 非常勤講師の配置を行う。
- (4) 上記の措置によっても、なお、補充が十分でないときは、教育部勤務の指導主事を臨時に補充する。

4 1 - 6 災害時避難所として開設された場合の措置

(1) 避難所の管理運営

ア 教育施設が避難所等として開設された場合は、避難者受入業務実施細目に基づき、区本部長が任命配置した要員（避難所主任及び係員）が避難所の管理にあたる。避難所主任の到着前において、校園長はその業務を代行し、市民等への緊急的な対応を行う。

イ 教職員は、自主防災組織とともに、避難所の運営に協力する。

(2) 避難所内での応急教育の実施

教育施設の教育機能の早期回復のため、教育施設内に避難者がいる場合でも、校園長が可能であると判断し次第、一部の教育を再開する。

また、児童等の転校手続き等の弾力的運用を図る。

第15章 義援金品

第42節 義援金品

震災時、市民等及び他府県市町村から被災者宛に寄託された義援金品受け入れ及び配分を、次のとおり実施する。

42-1 義援金

本市に対し各方面から寄託される義援金の受付及びこれらの配分は、次のとおり行う。

(1) 義援金の受付

義援金の受付窓口を、市民部及び区本部に開設して受け付ける。

ア 市民部に届けられた義援金は、市民部において受け付け、市本部長名の受領書を発行のうえ、一時保管する。

イ 区本部に届けられた義援金は区本部庶務班において受け付け、区本部長名の受領書を発行のうえ、一時保管する。

ウ 区本部で一時保管した義援金は、定期的に市民部で取りまとめる。

(2) 配分委員会の設置

市民部は、配分委員会を設置し、配分方法を決定する。

(3) 義援金の配分

配分については、配分委員会の決定に基づき区本部で行い、被災者に対し円滑に配分する。

42-2 義援品

本市に各方面から寄託される義援品は、以下の方針で受け付け、配分を行う。

(1) 義援品の受入れの原則

ア 義援品を募集する場合は、必要品目を特定したうえで実施する。

イ 仕分け作業が発生した場合は、災害の状況に応じて、被災地外の市町村等に集積、整理を要請する。

(2) 義援品の受入れ

ア 市本部に届けられた義援品は、市民部において受け付け、市本部長名の受領書を発行し受け入れる。

イ 区本部に届けられた義援品は、区本部庶務班において受け付け、区本部長名の受領書を発行し受け入れ、その数量、内容等を市民部に報告する。

ウ 特定の品目及び企業等から同一規格で大量に送られる義援品については、原則として輸送基地に搬入する。

エ 小口・混載の義援品を送ることは被災地の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、住民・企業等に対し、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

(3) 義援品の配分

ア 市本部で受け入れた義援品は、要請に基づいて、区本部に配分する。なお、区本部間で過不足が発生する場合は、市民部が調整を行う。

イ 区本部で受け入れた義援品は、生活関連物資の供給計画に準じて被災者に配分し、その数量、内容等を市民部に報告する。

第16章 金融支援等

第43節 応急金融支援

災害により被害を受けた市民に対し、資金の救援、貸付等の応急金融措置を講ずることにより、市民生活の早期回復を図るために実施する。

43-1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大阪市条例第29号）に基づき、区本部は危機管理部と連携して災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

- （1）災害弔慰金の支給（災害弔慰金の支給等に関する条例第3条）
災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第1条に規定する災害により死亡した市民の遺族に対し支給する。
- （2）災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給等に関する条例第6条）
災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条に規定する災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障がいがある市民に対し支給する。
- （3）災害援護資金の貸付（災害弔慰金の支給等に関する条例第8条）
災害弔慰金の支給等に関する法律第10条の災害により同条に規定する被害を受けた世帯で、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第4条の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第5条で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため貸付けを行う。

43-2 生活福祉資金の貸付

各区社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知）に基づき、大阪府社会福祉協議会が各区社会福祉協議会を通じて、低所得者、障がい者又は高齢者の方で、災害を受けたことにより臨時に必要となった経費について貸付け、必要な相談支援を行い、その経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送られるよう支援する。

43-3 市税の減免等

災害が発生した場合において、地方税法（昭和25年法律第226号）及び大阪市市税条例（平成29年条例第11号）の定めるところにより、財政部は、市税の減免、徴収の猶予等を行う。

- （1）市税の減免（大阪市市税条例第56条、第91条、第114条の9、第121条、附則（平成29年条例第63号）第1項第2項）
災害が発生した場合において、申請に基づき市税の減免を必要とすると認める者に対し減免する。
- （2）徴収の猶予（地方税法第15条）
納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合において、その該当する事実に基づき市税の納税が困難な場合は、申請に基づき原則として1年以内の期間に限りその徴収を猶予する。

(3) 期限の延長 (大阪市市税条例第13条)

災害により市税に係る申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの申告等を行うことができないと認めるときは、当該期限を延長する。

4 3 - 4 被災住宅に対する融資等

住宅金融支援機構は、災害により、居住する住宅等に一定の被害を受けた者を対象として、災害復興住宅融資を実施し、都市整備部は周知等を行う。

4 3 - 5 被災者生活再建支援金

危機管理部は区本部と連携して、被災者生活再建支援法の規定に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、危機管理部は、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

第44節 罹災証明等

44-1 罹災証明等

災害援護資金の貸付や被災者生活再建支援金の支給、その他各種支援措置の適用にあたって必要とされる住家の被害程度の認定のため、区長は、火災を除く自然災害に伴う「罹災証明書」を、消防署長は、火災・消火損に伴う「震災に伴うり災証明書」をそれぞれ発行する。

なお、区長は被害事実の確認を求められた場合は「被災証明書」を発行する。

区本部は、財政部と協力して被災した家屋を調査し、被害認定の基準（第2部45-3）に従って証明する。消防署は、被災した家屋を調査し、「火災に関する証明書等の取扱要綱」に従って証明する。

また、区長、消防署長は、災害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、研修等の実施により住家被害の調査に従事する職員の育成を図るとともに、罹災証明書等の交付を区役所・消防署が迅速に行えるよう、危機管理室は、全体研修の実施やマニュアルの作成に取り組むなど、必要な業務の実施体制の確保に努める。

なお、危機管理部は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を区本部に指示するなど、被災者援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第17章 災害救助法

第45節 災害救助法

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行う。

45-1 災害救助法の適用

市長は、市内における被害が「災害救助法の適用基準」の何れかに該当し、又は該当する見込みがある場合で、かつ被害者が現に災害救助法第23条に規定する応急的な救助を必要としている場合には、直ちに府知事にこの旨を報告し、この法律による救助の実施を要請する。

ただし、災害救助法の適用基準に該当する事態が発生した場合において、府知事による救助の実施を待つ余裕がないときは、市長は災害救助法による救助を開始し、速やかに府知事に報告してその指示を受けるものとする。

45-2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は同法施行令第1条に定めるところによるが、本市における適用の基準は次のとおりである。

- (1) 本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表のA欄の世帯数以上の場合は、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
- (2) 大阪府下で滅失住家の世帯数が2,500世帯以上で、かつ、本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表B欄の世帯数以上の場合は、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
- (3) 大阪府下の滅失住家の世帯数が12,000世帯以上で本市の各区における被災世帯が多数の場合。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (5) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合で、内閣府令で定める基準に該当するとき。

表 災害救助法適用基準

区 分	滅 失 世 帯 ^(注)		区 分	滅 失 世 帯 ^(注)	
	A	B		A	B
大 阪 府	-	2,500世帯	淀 川 区	100世帯	50世帯
大 阪 市	100世帯	50	東淀川区	100	50
北 区	100	50	東 成 区	80	40
都 島 区	100	50	生 野 区	100	50
福 島 区	80	40	旭 区	80	40

区 分	滅 失 世 帯 ^(注)		区 分	滅 失 世 帯 ^(注)	
	A	B		A	B
此 花 区	80	40	城 東 区	100	50
中 央 区	100	50	鶴 見 区	100	50
西 区	100	50	阿倍野区	100	50
港 区	80	40	住之江区	100	50
大 正 区	80	40	住 吉 区	100	50
天王寺区	80	40	東住吉区	100	50
浪 速 区	80	40	平 野 区	100	50
西淀川区	80	40	西 成 区	100	50

(令和 2 年10月 1 日現在推計人口により算出)

(注)被災世帯の算定にあたっては、全壊(焼)、流失を1世帯とし、半壊(焼)のときは2世帯、床上浸水、土砂のたい積等で一時的に居住困難になったときは3世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。

4 5 - 3 被害認定の基準

区本部長は「被害認定統一基準」(平成13年6月28日 内閣政策統括官通知)に従い、災害救助法適用の判断の基礎となる被害認定を行う。

認定基準の概要は次のとおり。なお、認定基準の運用にあたっては、内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及びその「参考資料」、「参考資料(損傷程度の例示)」を参考とする。

被害種類	被害認定統一基準(平成13年6月28日 内閣政策統括官通知)
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

被害種類	被害認定統一基準（平成 13 年 6 月 28 日 内閣政策統括官通知）
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20 以上 50%未満のものとする。（ただし、損壊部分が延床面積の 50%以上 70%未満の場合、もしくは損害割合（経済的被害）が 40%以上 50%未満の場合は大規模半壊とする。）
住家一部 破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものを除く。
住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。但し、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

（注）：住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

「住戸の損壊」

住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

「主要な構成要素」

住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4 5 - 4 救助の実施

（１）災害救助法に基づく救助は府知事が実施し、市長はこれを補助する。ただし、災害救助法の適用基準に該当する事態が発生した場合において、府知事による救助の実施を待つ余裕がないときは、市長は災害救助法による救助を開始し、速やかに府知事に報告してその指示を受けるものとする。

（２）府知事は、救助を迅速、的確に行うため必要があると認めるときは、その救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任するものとし、委任を受けた市長は、委任された事項については、実施責任者となる。なお、災害救助法による救助の種類は以下のとおりであるが、災害発生後の委任ではタイムラグが発生する恐れがあることから、平時からの委任の協議を進めるよう努める。

ア避難所の設置

イ応急仮設住宅の供与

ウ炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

エ被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

オ医療および助産

カ災害にかかった者の救出

キ災害にかかった住宅の応急修理

ク生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ケ学用品の給与

コ埋葬

サ死体の搜索及び処理

シ災害によって住居又その周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第18章 激甚災害の指定

第46節 激甚災害の指定

46-1 激甚災害の指定

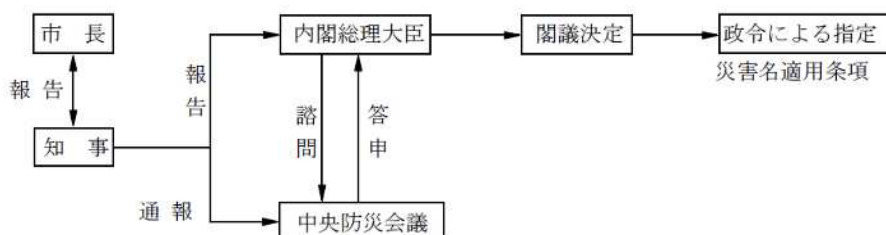
著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適性化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚法」という）が制定された。

この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としており、災害により本市に大規模な被害が生じた場合、激甚法に基づき激甚災害の指定を受ける手続き等を行う。

（1）激甚災害指定の流れ

ア 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを判断し、政令で指定する。

イ また、激甚災害として指定されない災害であっても、ある特定地域に激甚な被害が生じた場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、被災地に特例措置を適用するか否か、あるいは適用する場合の範囲等を判断し、政令で指定する。



46-2 激甚災害指定基準の調査・報告

市長は、国が特別の財政援助を行う必要のある事業の基準となる激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）及び局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）について調査し、その結果を府知事に報告する。

なお、危機管理部は、災害時の公共土木施設の被害情報・復旧情報を各施設所管部から収集し、政策企画部は、各施設所管部から市民等への広報と並行して、総合的な情報を広報する。

4 6 - 3 特別財政援助額の交付手続き等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付に係わる調書を作成し、府知事に提出する。

表 激甚災害指定に関する適用措置

激甚法適用要綱	適用措置
第 2 章（第 3 条、第 4 条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政措置
第 5 条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第 6 条	農林水産業協同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
第 8 条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する 暫定措置の特例
第 9 条	森林組合等の行なう体積土砂の排除事業に対する補助
第 10 条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助
第 11 条	共同利用小型漁船の建造費の補助
第 11 条の 2	森林災害復旧事業に対する補助
第 12 条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
第 16 条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
第 17 条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助
第 22 条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

表 局地激甚災害指定に関する適用措置

激甚法適用要綱	適用措置
第 2 章（第 3 条、第 4 条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政措置
第 5 条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第 6 条	農林水産業協同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
第 11 条の 2	森林災害復旧事業に対する補助
第 12 条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第 19 章 災害復旧計画

第 47 節 災害復旧対策

災害の復旧に際しては、関係機関と緊密に連携し、災害発生後の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として対策を実施する。

また、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

47 - 1 公共施設の災害復旧対策

被災した公共施設の災害復旧については、単に原形復旧にとどまらず、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、次の事業について必要な施設の新設又は改良等を行う。実施にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行う。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 道路・橋梁災害復旧事業
 - イ 地下鉄・ニュートラム災害復旧事業
 - ウ 河川災害復旧事業
 - エ 港湾施設災害復旧事業
 - オ 海岸保全施設災害復旧事業
- (2) 都市災害復旧事業
 - ア 街路災害復旧事業
 - イ 都市下水道施設災害復旧事業
 - ウ 公園施設災害復旧事業
 - エ 市街地埋没災害復旧事業
- (3) 農林水産施設災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 工業用水道施設災害復旧事業
- (6) 下水道施設災害復旧事業
- (7) 住宅災害復旧事業
- (8) 交通施設災害復旧事業
- (9) 社会福祉施設災害復旧事業
- (10) 市立医療施設、病院等災害復旧事業
- (11) 学校教育施設災害復旧事業
- (12) 社会教育施設災害復旧事業
- (13) その他災害復旧事業

4 7 - 2 災害復旧事業に伴う国の財政援助及び助成事業

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成に関して、法律又は予算の範囲内において国が全部もしくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費は、知事、市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつすみやかに行う事となっている。

法律等により国が負担又は補助する災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助、助成する事業は、次のとおりである。

（１）法律により国が負担又は補助する事業

対象となる事業	根拠となる法律及び条項
河川、海岸、道路、港湾、下水道等の公共土木施設の復旧	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 3 条
公立学校の施設の復旧	公立学校施設災害復旧費国庫負担法 第 3 条
公営住宅及び共同施設の復旧	公営住宅法 第 8 条
災害により特別に施行される土地区画整理	土地区画整理法 第121条
海岸保全施設等の復旧	海岸法 第27条
感染症予防事業、感染症病院等の復旧	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第62条
災害により特に必要となった廃棄物処理費用	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条
臨時の予防接種	予防接種法 第27条
農地、農業用施設、共同利用施設等の復旧	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 第 3 条
上水道施設の復旧	水道法 第44条
下水道施設の復旧	下水道法 第34条
道路の復旧	道路法 第56条
河川の復旧	河川法 第60条～第62条、第65条の 2
鉄道の復旧	鉄道軌道整備法 第 8 条
生活保護施設の復旧	生活保護法 第75条
児童福祉施設の復旧	児童福祉法 第53条
老人福祉施設の復旧	老人福祉法 第26条
身体障害者更生援護施設の復旧	身体障害者福祉法 第37条の 2
知的障害者援護施設の復旧	知的障害者福祉法 第26条
婦人保護施設の復旧	売春防止法 第40条

(2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律において対象となる事業

対象となる事業	適用条項
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	
公共土木施設災害復旧事業	第 3 条
公共土木施設災害関連事業	
公立学校施設災害復旧事業	
公営住宅等災害復旧事業	
生活保護施設災害復旧事業	
児童福祉施設災害復旧事業	
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム災害復旧事業	
身体障害者更生養護施設災害復旧事業	
知的障害者更生施設、知的障害者授産施設災害復旧事業	
婦人保護施設災害復旧事業	
伝染病院、隔離病舎等災害復旧事業	
伝染病予防事業	
公共施設区域内の堆積土砂排除事業	
公共施設区域外の堆積土砂排除事業	
湛水排除事業	
農林水産業に関する特別の助成	
農地等の災害復旧事業又は災害関連事業	第 5 条
農林水産業共同利用施設の災害復旧事業	第 5 条、第 6 条
開拓者等の施設の災害復旧事業	第 7 条
天災による被害農林漁者等に対する資金の融通に関する暫定措置	第 8 条
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業	第 9 条
土地改良区等の行う湛水排除事業	第10条
共同利用小型漁船の建造費の補助	第11条
森林災害復旧事業	第11条の 2
中小企業に関する特別の助成	
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	第12条
中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例	第13条
事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	第14条
中小企業者に対する資金の融通に関する特例	第15条

対象となる事業		適用条項
その他の財政援助及び助成		
公立社会教育施設災害復旧事業		第16条
私立学校施設災害復旧事業		第17条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例		第20条
水防資材費補助の特例		第21条
罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例		第22条
産業労働者住宅建設資金融通の特例		第23条
公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入等		第24条
雇用保険による求職者給付の支給に関する特例		第25条

第20章 復興対策

第48節 復興対策

復興とは、旧態に戻すだけではないことにおいて復旧と区別される。復興においては、被災から立ち直る過程で諸課題の解決を同時に図り、従前よりも質の高い状態にすることが大切である。

48-1 復興の基本方針

復興のため、災害発生の初期段階から各局・関係機関が連携して体制を整え、復興計画を策定し、すみやかに復興事業を実施させていくために、次の基本方針のもと進める。

(1) 復興の基本原則

復興計画を策定するにあたっては、次の原則を踏まえる。

ア 被災者・被災地の自立

被災前の暮らし、賑わいなどを取り戻し、より活性化させるためにも被災者や被災地が自立し自活できるように、それぞれが持っている潜在能力を引き出し、または湧き出させる取り組みであること。

イ 地域社会・歴史文化の持続継承

地域社会における人や土地の結びつき、それを培ってきた風土や歴史伝統を、極力、持続継承すること。

ウ 社会問題の解決

被災前に抱えていた様々な社会問題の解決につながること。

エ 防災・減災力の強化

ア～ウを踏まえたうえで、災害による悲劇を繰り返さないため、防災、減災力を高めること。

(2) 復興計画策定と事業推進の体制及び対象

大規模災害等により市域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに災害対策本部が復興の総合調整を行い、各部が連携して復興計画を策定する。

復興の対象は、単に市街地の再建だけにとどまるものではなく、これにかかわる市民生活再建も視野に入れて取り組まなければならない。

都市の骨格となる幹線道路や機関公園などは早期に決定しても、身近な地域の道路、公園などは地域住民の意向を踏まえて計画策定を進める必要がある。

また、仮設的、時限的な市街地再建から、恒久的な住宅建設再開発事業などの都市復興へと復興計画への合意形成を図りながら、復興事業を推進していくことも必要である。

(3) 復興計画

迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める。

復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び大阪府の復興基本方針に即して、大阪府と共同して定めることができる。

また、関西広域連合の「関西復興戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

ア 復興計画の区域

イ 復興計画の目標

ウ 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関す

- る基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- エ 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- オ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- カ 復興計画の期間
- キ その他復興事業の実施に関し必要な事項

(3) 復興事業までの流れ

- ア 被災状況の把握
災害発生後、早期に調査、情報収集を行い、復興計画を策定するための基礎資料としての被害状況を取りまとめる。
- イ 地域指定の検討
災害発生前の市街地整備状況や被害状況を踏まえ、復興事業を行うべき地域の候補を選定する。必要に応じ復興対象地区の指定を行い復興計画(案)を策定する。また、被災住民へ復興計画への参画を働きかけ、被災住民の意見を反映させる。
- ウ 広く市民等の意見を反映した復興計画の策定
策定された復興計画(案)をもとに、より広く意見を聞くため、必要に応じ関係機関や有識者等の意見も取り入れ復興計画をより良いものにしていく。
- エ 復興事業の実施
被災住民の合意形成がなされたところから復興事業の実施を進めていくことになるが、その際にも十分に市民への広報・周知を行うものとする。

4 8 - 2 復興のための事前準備

復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、市民との共有など、事前準備に努める。